

公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

なお、この公告は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）の適用を受ける調達に係るものである。

令和8年10月5日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 入札に付する事項

- (1) 件名 鳥取市家庭ごみ有料指定袋
- (2) 数量及び仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 納入期限 入札説明書のとおり
- (4) 納入場所 市が指定する場所（鳥取市朝月27）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和7年鳥取市告示第392号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「その他の物品」の「その他」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。なお、政令に定める「欧州連合等の供給者」は、この限りでない。
- (6) この入札に係る物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

3 欧州連合等の供給者を対象とした入札参加資格審査申請の認定手続に関する事項

2の(1)に定める競争入札参加資格を有さない政令に定める欧州連合等の供給者が入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 入札参加資格審査申請に関する問い合わせ
入札説明書のとおり
- (2) 申請及び書類提出期限
入札説明書のとおり

4 入札説明書の交付

入札説明書（契約条項を含む。）は、鳥取市公式ウェブサイト(<https://www.city.tottori.lg.jp>)に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付するものとする。

(1) 場所

鳥取市幸町7 1 番地 鳥取市役所本庁舎4階

鳥取市総務部検査契約課（電話：0857-30-8121）

(2) 期間

公告の日から令和8年10月23日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札方法

この入札は、次に掲げるところにより郵便による入札により行うものとする。

(1) 宛先 〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留

鳥取市総務部検査契約課行

(2) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

(3) 郵送開始日 令和8年10月19日

(4) 到着期限 令和8年10月25日（必着）まで

6 入札（開札）の場所及び日時

(1) 場所 鳥取市幸町7 1 番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2

(2) 日時 令和8年10月26日 午後1時30分

7 無効となる入札の範囲

この公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者の決定

鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者は、令和8年10月27日までに入札参加資格確認申請書及び入札金額内訳明細書（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。

(3) 落札者の決定

入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

9 その他

(1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上の金額）
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課
電話：0857-30-8121
ファクシミリ：0857-20-3948